

[別紙1]

地域資源活用・農商工連携促進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則25日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業の変更・中止・廃止をしたい場合】

県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了

※事業の完了とは: 補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

6. 実績報告書提出

完了・中止・廃止から20日以内又は翌年度の4月10日(ただし、全額概算払いされた場合は4月20日)までのいずれか早い日。

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

事業期間中に概算払いできる場合があります。

資料提出・お問合せ先

市場開拓局食のみやこ推進課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7807